

動感覺的技能の獲得が人間の発達に不可欠であるように、対象物を操作する技能の獲得も人間の発達に不可欠である。

従来、技能教育は生産活動に直結する技能の教育を指す場合が多かったが、現代においては、より広くとらえ、乳幼児期からの対象的活動、小学校での工作教育、中学校の技術科教育をも含め、職業高校、職業訓練校、企業内の訓練施設における技能教育を考えていく必要がある。

<森下一期>

[参考文献]

近藤義美・田中喜美・佐々木享編『新版 技術科教育法』学文社、1990

技能教科

図画、工作、音楽、体操、裁縫のような知識や技能の習得を目標とする教科群。

歴史的には、伝統的な用具教科と呼ばれる言語教科や数理的教科に理科、地理、歴史などの内容教科が付加され、続いてこれらの技能教科が学校教育に導入されてきた。フランスの初等教育を例にとると、1933年の教育法では、基礎初等教育は、道徳および宗教教育、読み方、書き方、フランス語および計算の初歩、法定度量衡制を必ず含むとされ、ほぼ用具教科に限られていた。上級初等教育に、用器画と測量、日常生活に応用可能な物理学と博物学の概要、唱歌、歴史と地理の初歩などが含まれるとされていた。1850年の教育法では初等教育とくくって、用具教科以外に歴史、物理などの内容教科と農業・工業・衛生についての基礎的教育、測量・水準測量・用器画、唱歌および体操といった技能教科が示されたが、それらは必修ではなく、含むことができるとされたにすぎない。1882年に至って、内容教科と図画と模型作製の基礎(手工)および音楽、体操、などの技能教科が必修とされた。

日本においては教育法制の制定そのものは遅かったが、そのなかにあって技能教科は比較的早い段階から取り入れられていた。しかし、手工科を例に見てみると位置づけにはかなりの曲折があったことがわかる。1886年の小学校令で手工科が設置されるが、それは高等小学校の加設科目としてである。尋常小学校に加設されるのは1890年。必修教科とされるのは高等小学校で1926年。

尋常小学校では1941年の国民学校令で芸能科・工作と組み替えられてはじめて必修教科となった。それで安定したわけではなく、戦後の教育改革の中で小・中学校ともに図画工作科と、それ以前まったく別の教科、科目として扱われていた図画科と統合された。さらに、1958年の学習指導要領の改訂では中学校の図工科と家庭科が美術科と技術・家庭科に改組されている。技能教科は新しい教科ゆえに激しく変遷していることがわかる。工作科の場合(これさえ、現在の日本では独立の教科がないという状況である)、実業教育とのかかわりで性格が揺れ動いたこと、さらには芸術教育とのかかわりが問題となるなど、教科論の樹立自体が課題となっている。音楽科や体育科など比較的安定した位置づけがなされてきたが内容的には変化していると言えよう。

技能教科は用具教科と同様に基本的な知識、技能の学習が課題となる。身体操作、道具、器具の使用法などの習得には順次性があり、積み上げが必要となる。したがって、教科の系統性が重要となるが、他方で、習得した知識、技能を総合化し、適用することもこれらの教科に必須の課題である。作品を仕上げる、発表する、競技をする、といった場を除いたところでは技能教科は成立しない。それらの場でこそ、系統的な学習で習得した知識、技能の統合と深化を図ることができる。つまり、系統的な知識、技能の習得と、総合的な課題の取り組みとは相互に補い合う関係にあるが、一方を強調することにより、問題が出てくることもある。たとえば、中学校の技術科の場合、プロジェクト法的な展開が学習指導要領で一律に設定されている。題材が設けられ、その前段に考案・設計が配され、製作に入り、その題材の製作に応じて知識、技能を習得する流れとなっている(機械分野では分解・組立てとなる)。すべてがこのように知識と技能が題材に結びつけられて学習する展開となるため、系統的な技術的知識の学習や技能の学習が困難となる場合がある。中学校技術科の教育方法に関してはこの点が大きな論点の一つとなっている。

なお、技能教科は特に技能の習得を目標としているので、反復練習が不可欠となる。その練習を可能とする施設、設備などの教育条件が重要な要因となる。そこには、学級定員なども関係する

が、現在の40名でもいまだ多いと言えよう。

<森下一期>

技能訓練

技能を反復・練習し、敏速・確実に修得させることを目的とする訓練。

❖意義 一般に、技術は、形あるものを製作し生産する働きであるのに対して、技能は技術をみずからの能力として身につけることである。技術的能力と言い替えることもできる。技能訓練は、技能に関する特定の学習、仕事に対応した習熟や熟練を目指すものである。

❖制度と現状 今日、技能の訓練・指導が行われる場は多彩である。その種類や程度もさまざま、主として学校（小・中・高校等）、専修学校、各種学校、職業訓練校等で行われている。

学校における技能の教育・訓練は主として技能教科に関するものである。中学校の技術・家庭科をはじめ、図画工作、音楽等の芸術に関する教科、農業、工業、商業、水産、家庭など職業課程に関する高等学校の専門的技能に関する諸教科で、教育・訓練が行われている。

専修学校は学校教育法第82条に定める組織的教育機関として、多彩な分野・学科にわたる専門教育・職業教育が行われ、カリキュラムは技術・技能に関する内容を主体として編成されている。各種学校についても、職業や实际生活に関連の深い技能に関するものが主体で、そのための教育・訓練が行われている。

職業能力開発促進法に基づいて設置されている職業訓練施設（職業訓練校、技能開発センター、職業訓練短期大学校など）があり、養成訓練、向上訓練など、それぞれの目的にそった技能訓練が行われている。

❖問題点 今日、それぞれの教育・訓練機関を通して見て、検討すべき問題点の一つは、技能の教育訓練がどのような時期（年齢や発達段階）に行われるのが適切かという適時性の問題である。技能の種類や内容によって一様ではないが、従来から関心をもたれてきたテーマであり、技能教育の在り方やその成果を高める上からも多角的な見地から、検討、研究が行われることが望まれる。

<関口義>

▶ 技能者養成

技能検定 trade skill test [英]

❖概念 技能に関する共通の基準・尺度に基づいて学習者の技能水準を評定すること。

主として職業や实际生活の場で有用な機能を発揮する技能は、職業技能を修得するための学校をはじめ、専修学校、各種学校職業訓練機関、通信教育、その他多様な教育訓練機関で提供されている。また、特定技能の修得は、入職後の企業における実際の仕事を進める過程でも行われ、仕事を進めながら技能の向上を図ることができる。いずれの場合にも学習者や職業人の立場からは、自らの技能がどの程度の水準にあるのか知りたいところである。客観的で公平な基準のもとに技能の水準が評価されれば、次の目標に向かって、より高い段階へ進むことができよう。これが技能検定の意義である。

❖制度と現状 現行の技能検定は数多くの種類について行われているが、その制度と現状を実施主体別にみると、次の四つに類別される。①労働省所管のもの。いわゆる国の制度としての技能検定と称されるもので、職業能力開発促進法に基づいて実施されている。現在133種類の技能について検定が行われており、合格者は技能士と称することができる。②文部省所管の技能検定。国が社会教育上奨励する技能について審査基準を定め、法人が実施するもの。秘書技能、実用英語、編物、書道、ペン字など12種目について行われている。1-3級の等級に分かれる。③商工会議所の行う技能検定。個人の技能を審査し、その程度を公証することによって社会の福祉を増進することを目的として行われる検定。販売士、商業英語、英文タイプ、ワープロ、簿記、珠算能力、和裁等の種目について行われており、商業や事務・実務に関する検定が多い。④その他、民間の各種機関、団体、業界、各種の学校の協会等で行う各種の技能検定。これらの場合には、各実施機関で検定の種目と基準を定めて検定を実施している。

<関口義>

技能者養成

戦後の1947（昭和22）年、労働基準法が制定されたときに、同法中に“技能者養成”に関する章が設けられた。法的にはその規定に基づく用語で